

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 政治倫理の確立のための岡山県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則
（県例規集登載）

総務学事課

【告示】

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更
○ 食鳥検査の指定検査機関の指定
○ 道路の区域変更
○ 道路の供用開始

健康推進課

【公告】

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

県民生活交通課

○ 土地改良区役員の退任及び就任届

耕地課

○ 土地改良区の定款変更の認可

〃

【議会】

○ 岡山県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程
（県例規集登載）

総務課

目次

担当課（室）

【教育委員会】

○ 平成三十年度岡山県公立学校教員採用候補者選考試験の実施

教育委員会

◎岡山県規則第三十一号

政治倫理の確立のための岡山県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年四月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

政治倫理の確立のための岡山県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための岡山県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成七年岡山県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

様式第三号中

| | | | |
|---|-----------------------|--|--|
| 分 | 土地等の事業・雑所得 | | |
| | 短期譲渡所得 | | |
| | 長期譲渡所得 | | |
| | 事業・譲渡 株式等の 雑所得 | | |
| 課 | 上場株式等の配当所得 | | |
| | 事業・譲渡 先物取引の 雑所得 | | |
| 税 | | | |

を

| | | |
|---------|--|--|
| 事業所得 | | |
| 土地等の雑所得 | | |

| 短期譲渡所得 | | 長期譲渡所得 | | 分離課税 | |
|--------|--|--------|--|--------------|-------------|
| | | | | 一般株式等の 雑 | 事業・譲渡 所得 |
| | | | | 上場株式等の 雑 | 事業・譲渡 所得 |
| | | | | 上場株式等の 配当 | 利子 所得 |
| | | | | 先物取引の 雑 | 事業・譲渡 所得 |

に改め

る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の政治倫理の確立のための岡山県知事の資産等の公開に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県告示第二百四十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十九年四月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

さくらストレスケアクリニック

倉敷市新倉敷駅前一丁目三一 新倉敷MNBビル三階

平成二十九年四月一日

◎岡山県告示第二百四十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

平成二十九年四月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

| 名 称 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|-----------|----------|----------------------|-----------------------------|-------------|
| まくらぎクリニック | 医療機関の所在地 | 倉敷市阿知一―六一三 動産ビル二階 | 武部不 倉敷市阿知一―八一〇 動産ビル二階 | 平成二十九年三月三十日 |

◎岡山県告示第二百四十九号

一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第四十七号）附則第四条第三項の規定により、次の食鳥検査機関を、同法第九条の規定による改正後の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二十一条第一項の規定による指定をされたものとなす。

平成二十九年四月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 名称

公益財団法人岡山県健康づくり財団

二 主たる事務所の所在地

岡山県岡山市北区平田四〇八番地一

三 食鳥検査の業務を行う事務所の所在地

岡山県岡山市北区平田四〇八番地一

四 行わせる食鳥検査の業務

県内全域における、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十五条第一項から第三項までの規定による生体検査、脱羽後検査及び内臓摘出後検査

平成29年4月14日 岡山県公報 第11880号

◎岡山県告示第二百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 井原福山港線
- 三 道路の区域

| 区 | 域 | 新旧別 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|------------|------------|-----|--------------|--------------|
| 笠岡市篠坂字三歩一 | 二二三二番四地先から | 新 | 一五・〇〇 | 一一七・〇〇 |
| 笠岡市篠坂字四通田二 | 二七五番一地先まで | 旧 | 一三・〇〇 | 一一七・〇〇 |

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 備前牛窓線
- 三 道路の区域

| 区 | 域 | 新旧 | 幅員 | 延長 |
|---|---|----|----|----|
|---|---|----|----|----|

| | | |
|--|--|--------|
| 瀬戸内市牛窓町長浜二六七五番一 地先 ま ら 瀬戸内市牛窓町長浜二六七五番三 地先 か で | 瀬戸内市牛窓町長浜二六七五番一 地先 ま ら 瀬戸内市牛窓町長浜二六七五番三 地先 か で | |
| 旧 | 新 | 別 |
| 八・一 | 八・一 八・八 | (メートル) |
| 二二・〇 | 二二・〇 | (メートル) |

平成29年4月14日 岡山県公報 第11880号

◎岡山県告示第二百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| 県道 | | | 道路の 種類 |
|---------------------|--|--|---------------------|
| 山口押撫線 | 備前牛窓線 | 井原福山港 線 | 路線名 |
| 笠岡市篠坂字四通田二一七五番一地先まで | 笠岡市篠坂字吉峰一七一二番一地先から 瀬戸内市牛窓町長浜二六七五番三地先から 瀬戸内市牛窓町長浜二六七五番一地先まで | 笠岡市篠坂字三步一二二二一番四地先から 笠岡市篠坂字四通田二一七五番一地先まで | 区 間 |
| | | | 供用開始 年月日 |
| | | | 平成二十九 年四月十四 日 |

〔二二一〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年四月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年四月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人グリーンハウス

三 代表者の氏名

長谷川公一

四 主たる事務所の所在地

倉敷市水島北緑町三番五号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者が地域で自立した生活を営んでいくために必要な就労継続支援に関する事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

平成29年4月14日 岡山県公報 第11880号

〔二二二〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。

平成二十九年四月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| 一 土地改良区の名称 | | 二 退任及び就任役員 | | 住所 | 理事別 |
|------------|-------|------------|-------|--------------|-----|
| 入真加部土地改良区 | 退任役員 | 就任役員 | 住 | | |
| 池田 正雄 | 池田 正雄 | 池田 正雄 | 池田 正雄 | 岡山県鏡野町真加部三三三 | 理事 |
| 寺岡 宏 | 寺岡 宏 | 寺岡 宏 | 寺岡 宏 | 岡山県鏡野町真加部三三三 | 監事 |
| 山本 新 | 山本 新 | 山本 新 | 山本 新 | 岡山県鏡野町真加部三三三 | 理事 |
| 宗本 敬三 | 宗本 敬三 | 宗本 敬三 | 宗本 敬三 | 岡山県鏡野町真加部三三三 | 理事 |
| 坂口 昌弘 | 坂口 昌弘 | 坂口 昌弘 | 坂口 昌弘 | 岡山県鏡野町真加部三三三 | 理事 |
| 前原 竹夫 | 前原 竹夫 | 前原 竹夫 | 前原 竹夫 | 岡山県鏡野町真加部三三三 | 理事 |
| 宮元 量正 | 宮元 量正 | 宮元 量正 | 宮元 量正 | 岡山県鏡野町真加部三三三 | 理事 |
| 出口 博嗣 | 出口 博嗣 | 出口 博嗣 | 出口 博嗣 | 岡山県鏡野町真加部三三三 | 理事 |
| 椋代 孝 | 椋代 孝 | 椋代 孝 | 椋代 孝 | 岡山県鏡野町真加部三三三 | 理事 |
| 岡 貞男 | 岡 貞男 | 岡 貞男 | 岡 貞男 | 岡山県鏡野町真加部三三三 | 理事 |
| 植木 太郎 | 植木 太郎 | 植木 太郎 | 植木 太郎 | 岡山県鏡野町真加部三三三 | 理事 |
| 児島 栄治 | 児島 栄治 | 児島 栄治 | 児島 栄治 | 岡山県鏡野町真加部三三三 | 理事 |
| 植木 太郎 | 植木 太郎 | 植木 太郎 | 植木 太郎 | 岡山県鏡野町真加部三三三 | 理事 |
| 内山 智 | 内山 智 | 内山 智 | 内山 智 | 岡山県鏡野町真加部三三三 | 理事 |
| 光吉 啓治 | 光吉 啓治 | 光吉 啓治 | 光吉 啓治 | 岡山県鏡野町真加部三三三 | 理事 |
| 光吉 達臣 | 光吉 達臣 | 光吉 達臣 | 光吉 達臣 | 岡山県鏡野町真加部三三三 | 理事 |
| 小野 敏正 | 小野 敏正 | 小野 敏正 | 小野 敏正 | 岡山県鏡野町真加部三三三 | 理事 |
| 椋代 喜宏 | 椋代 喜宏 | 椋代 喜宏 | 椋代 喜宏 | 岡山県鏡野町真加部三三三 | 理事 |
| 福永 素康 | 福永 素康 | 福永 素康 | 福永 素康 | 岡山県鏡野町真加部三三三 | 理事 |
| 植木 徹 | 植木 徹 | 植木 徹 | 植木 徹 | 岡山県鏡野町真加部三三三 | 理事 |

吉田 宗本 谷口
啓一 舜而 靖朗

〃 〃 〃

〃 〃 〃

古川 入七 小座
六九二 八 九六八

〃 監 〃
事

(一三三) 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、
土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年四月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名 称

児島湾七区土地改良区

二 認可年月日

平成二十九年四月六日

◎岡山県議会告示第一号

岡山県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年四月十四日

岡山県議会議長 井 元 乾 一 郎

岡山県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程

岡山県議会の議員の資産等の公開に関する規程（平成七年岡山県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

様式第三号中

| | | | |
|------------------|-------------------|--|--|
| 分 離 課 税 | 土地等の事業・雑所得 | | |
| | 短期譲渡所得 | | |
| | 長期譲渡所得 | | |
| | 株式等の事業・譲渡所得 雑 | | |
| | 上場株式等の配当所得 | | |
| | 事業・譲渡所得 先物取引の雑 | | |

を

| | | |
|--------|--|--|
| 事業所得 | | |
| 土地等の雑 | | |
| 短期譲渡所得 | | |

| | | |
|------------------------|--|--|
| 長期譲渡所得 | | |
| 一般株式等の 事業・譲渡 雑所得 | | |
| 上場株式等の 事業・譲渡 雑所得 | | |
| 上場株式等の 配当 所得 | | |
| 先物取引の 事業・譲渡 雑所得 | | |

に改め

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 この告示による改正前の岡山県議会の議員の資産等の公開に関する規程に定める様

式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県教育委員会公告

平成三十年度岡山県公立学校教員採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

平成二十九年四月十四日

岡山県教育委員会

選考する校種及び職種、採用候補者見込数、受験資格、試験日、出願等の詳細については、所定の実施要項で定めるところによる。

一 所定の実施要項等は、平成二十九年四月十四日（金曜日）から同年五月十九日（金曜日）まで、岡山県教育庁教職員課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/145/>）からダウンロードすることができる。また、岡山県教育庁教職員課、教育事務所（岡山・津山）及び各市教育委員会（岡山市を除く。）において受領することもできる。

二 問い合わせ先

岡山県教育庁教職員課 評価・企画班 電話（〇八六）二二六一七九一五